

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられた後においても、抗原定性検査キット（以下、検査キットという。）を活用することで、重症化リスクが高い者が利用する高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

2 検査方法

抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）

3 検査対象者及び実施頻度

仙台市を除く県全域の高齢者施設等に従事する全ての職員及びその他施設管理者が必要と認める者を対象に、施設管理者の判断で適宜実施することとする。なお、サービス種別は、以下のとおり。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、単独型短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、居宅介護支援

4 検査実施の手続き

原則として、既に送付した在庫を御活用願います。ただし、送付を受けていない施設等で、必要性が生じた場合は個別に御相談願います。なお、県から送付した検査キットを使用した場合には、「みやぎ電子申請サービス」を用いた検査結果の報告に御協力願います。

5 検査における留意点

検査キットの使用に際しては、以下の内容に御留意願います。

- (1) 本検査で陽性であっても、確定診断とはならないこと。
- (2) 検査を実施する場合は、感染拡大防止に特に配慮すること。
- (3) 使用済みの検査キットは、医療用廃棄物として処理すること。

6 本通知に係る留意事項

本検査は、本人の同意の上で行うものであり、受検を強制するものではありません。事前に施設等で職員本人の了承のもと、使用してください。

7 その他

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年11月11日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月31日をもって廃止する。